

府科事第686号
令和6年6月3日

総合科学技術・イノベーション会議議長
岸田 文雄 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第1号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第41号「統合イノベーション戦略2024について」

理 由

中長期的な政策の方向性を示す科学技術・イノベーション基本計画と連動させつつ、科学技術・イノベーション政策の実行すべき取組等を示す「統合イノベーション戦略2024」の策定のため、貴会議において調査審議する必要があるため。